

登記・供託オンライン申請システム

民間事業者との連携仕様等説明会

平成22年3月24日(水) 午後1時30分～

法務省民事局総務課 登記情報センター一室

本説明会の目的	1
基本設計等説明会後の見直し.....	2
平成22年度における開発概要	8
ソフトウェア開発に必要な接続仕様書.....	12
連携スケジュール	18

本説明会の目的

■ はじめに

本説明会は、法務省民事局が、平成23年2月14日(月)から運用開始を予定している登記・供託オンライン申請システム(以下「新オンライン申請システム」という。)について、①民間事業者との連携スケジュール、方法及びルール等を提示・説明すること及び②法務省が提供する「申請用総合ソフト」とは別に申請者向けのソフトウェアを、開発する(予定の)民間事業者のうち、機密保持誓約書を提出された方に対して、当該ソフトウェアの設計・開発に必要な新オンライン申請システムの接続仕様書を貸与することを目的として開催するものです。

開発元	法務省提供		民間事業者提供	
	名称	申請用総合ソフト (専用アプリケーション)	XML連携方式 (専用アプリケーション)	Webサービス連携方式 (専用アプリケーション)
方式	・インターネット上に開設したウェブサイトから請求書の作成、送信を行う方式	・申請者PCにインストールした「申請用総合ソフト」において、申請書の作成から公文書の取得まですべての操作を行う方式	・民間事業者提供のソフトウェアで作成した申請データ(申請書XML及び添付ファイル等)を申請用総合ソフトに取り込んで申請する方式	・民間事業者提供のソフトウェアで、直接「登記・供託オンライン申請システム」とのデータ連携を行う方式
メリット	・環境設定が不要でWebブラウザだけで請求が可能	・法務省が提供する無料のソフトウェアで申請書の作成、電子署名の付与、送信、公文書の取得、データ管理が可能	・民間事業者の開発費用が小 ・現在提供されている民間事業者のソフトウェアとほぼ同等の機能を提供可能 ・顧客管理、会計管理、図面作成(CAD)機能との連携が可能	・民間事業者提供のソフトウェアで申請書の作成に加え、署名付与や送信、処理状況照会等すべての操作が可能 ・顧客管理、会計管理、図面作成(CAD)機能との連携が可能
デメリット	・電子署名を要する手続(不動産登記、商業・法人登記の申請等)は対象外	・顧客管理、会計管理、図面作成(CAD)に関する機能は提供せず。	・民間事業者提供のソフトウェアと、申請用総合ソフトとの併用が必須(現在も民間事業者提供のソフトウェアでは申請書の送信、公文書取得等はやできない。)	・民間事業者の開発費用が大(登記情報センター(千葉県船橋市)でのテストが必須)

基本設計等説明会後の見直し

平成21年10月5日に開催した、「登記・供託オンライン申請システム 基本設計等説明会」において配布した資料に基づき説明したところ、説明した内容についてのお問い合わせやご意見が寄せられました。お問い合わせやご意見の内容を踏まえ、以下のとおり見直しを行いました。

(1) XML連携方式の見直し

「XML連携方式」について、申請情報ファイルだけでなく、添付情報ファイルも申請用総合ソフトで取り込むことが可能な方式とする。

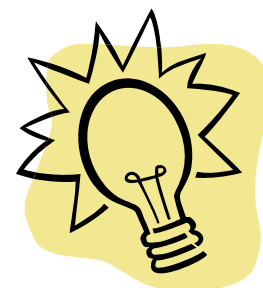
(2) 登記識別情報関係様式の作成

登記識別情報関係様式の作成に関しては、民間事業者に、暗号化処理のための部品を提供(ライブラリーをDLLファイルで提供)すること等により、民間事業者製ソフトウェアで登記識別情報関係様式を作成可能とする。

(3) 民間事業者製ソフトウェアのテスト

「Webサービス連携方式」のテストは、開始時期を前倒して、新オンライン申請システム運用開始前にテストを実施する。

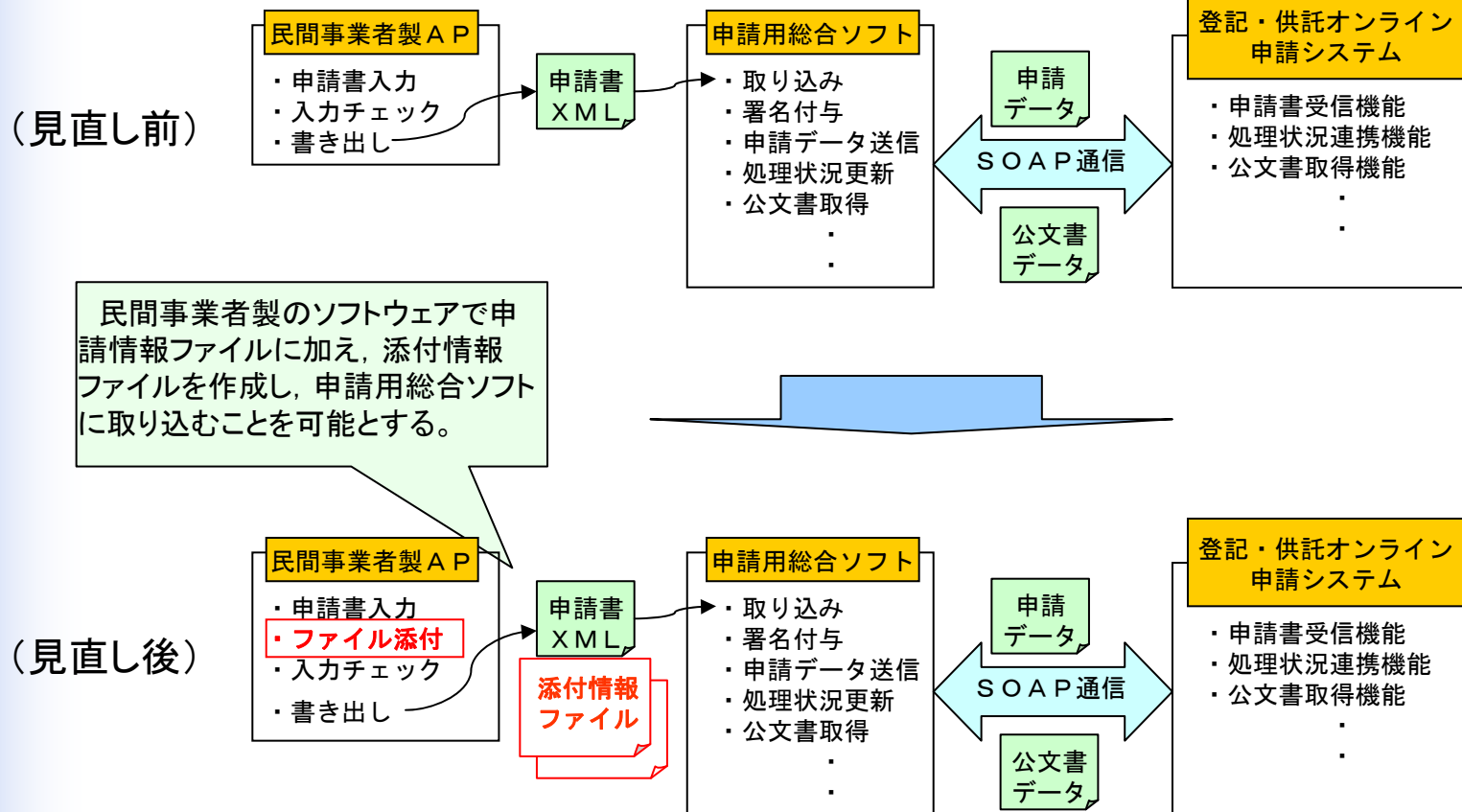
※「Webサービス連携方式」のテストは、登記情報センター(千葉県船橋市)において実施



基本設計等説明会後の見直し (1) XML連携方式の見直し

「XML連携方式」について、申請情報ファイルだけでなく、添付情報ファイルも申請用総合ソフトで取り込むことが可能な方式とする。

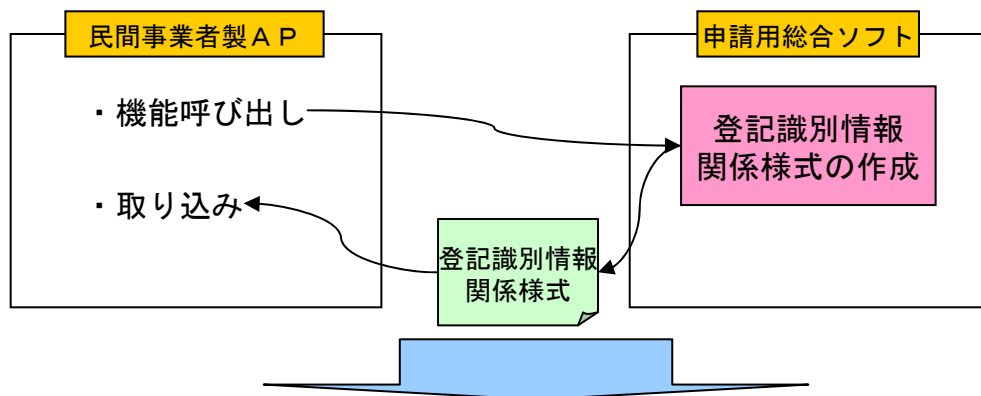
・XML連携方式



基本設計等説明会後の見直し (2) 登記識別情報関係様式の作成

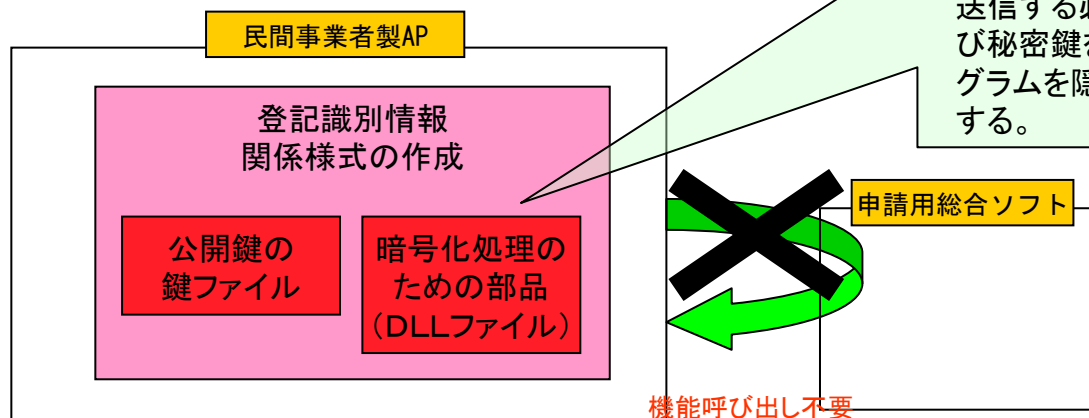
登記識別情報関係様式の作成に関しては、民間事業者に、暗号化処理のための部品を提供(ライブラリーをDLLファイルで提供)すること等により、民間事業者製ソフトウェアで登記識別情報関係様式を作成可能とする。

(見直し前)



- (1) 登記識別情報の提供時
登記所に登記識別情報を暗号化して送信するための、公開鍵の鍵ファイルを民間事業者に提供する。
- (2) 登記識別情報の受領時
登記所から申請者に登記識別情報を暗号化して送信するためには、申請者が公開鍵及び秘密鍵を作成し、申請者が登記所に公開鍵を送信する必要がある。この申請者が公開鍵及び秘密鍵を作成するための部品を、内部プログラムを隠蔽化した上で、民間事業者に提供する。

(見直し後)



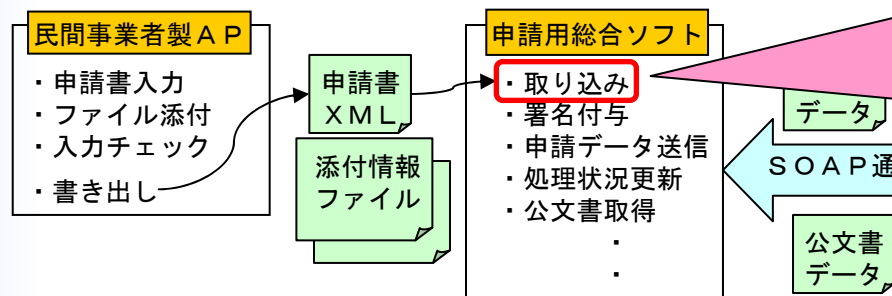
申請用総合ソフトを利用しなくても、民間事業者製ソフトウェアで、登記識別情報関係様式の作成を可能とする。

基本設計等説明会後の見直し (3) 民間事業者製ソフトウェアのテスト

「Webサービス連携方式」のテストは、開始時期を前倒して、新オンライン申請システム運用開始前にテストを実施する。

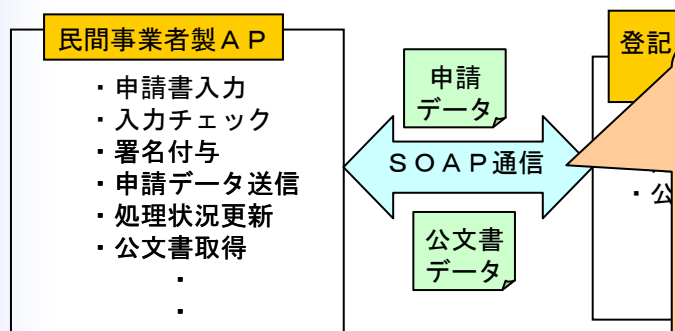
※「Webサービス連携方式」のテストは、登記情報センター(千葉県船橋市)において実施

・XML連携方式



- ・XML連携方式は、申請用総合ソフトに申請書を取り込んで送信する方式のため、民間事業者製ソフトウェアで作成した申請書を申請用総合ソフトに取り込んで、同ソフトウェアで申請書のチェックを行うテストを実施することとなる。
- ・テストは、民間事業者の開発場所を実施可能となる。
- ・テストの開始時期は、体験版申請用総合ソフトβ版を提示する平成22年11月上旬となる見込み

・Webサービス連携方式



- ・Webサービス連携方式は、民間事業者製ソフトウェアが新オンライン申請システムと直接SOAP通信を行う方式であるため、Webサービス連携方式を行う民間事業者は、各社ごとに、新オンライン申請システム開発・運用場所(登記情報センター(千葉県船橋市))において、最終確認テストを実施することとなる。
- ・最終確認テストのため民間事業者用にテスト環境を提供するが、その開始時期は、新オンライン申請システムの移行リハーサル(平成23年1月1日～3日)終了後の、リハーサル結果等に対するプログラム修正を実施した後の、平成23年1月11日以降の予定

基本設計等説明会後の見直し (3) 最終確認テストその1

■ 目的

最終確認テストとは、新オンライン申請システムとの通信が発生する、Webサービス連携方式を採用し、開発している民間事業者製ソフトウェアの機能について、法務省及び民間事業者の双方が、**法務省が作成した最終確認テストチェックシートに基づき確認をすること**を目的としています。したがって、Webサービス連携方式を採用し、新オンライン申請システムと連携するソフトウェアを開発・提供する民間事業者は、必ず最終確認テストを実施し、終了判定条件を満たす必要があります。その後、法務省は、終了判定条件を満たした民間事業者製ソフトウェアとの通信許可設定を行います。

■ テスト期間

平成23年1月11日(火)～1月31日(月)(左記期間中の土曜日及び日曜日を含む。)

最終確認テストは、各民間事業者ごとに実施します。テスト割当日数は、Webサービス連携方式でエントリーする事業者数により変わりますが、限られた期間内で、希望するすべての民間事業者に対しテストを実施する必要があることから、**最大で2日程度(ex,1日目はテスト消化に、もう1日はバグ修正対応確認や予備日として)**と想定してください。なお、テストシナリオ及びテスト項目につきましても、テスト割当日数内での消化を前提としたものとします。

■ テストの前提条件

最終確認テストに臨むに当たり、最終確認テストの対象とするソフトウェアは、あらかじめ民間事業者におけるテスト環境等でテストを実施した上で、出荷可能なレベルまでの品質を確保願います。また、最終確認テスト項目については、民間事業者における試験環境等において、本説明会後に貸与する接続仕様書の「Webサービス編」を踏まえた、**新オンライン申請システムのスタブを開発し、事前に検証願います。なお、民間事業者の通信モジュール作成に必要となる、WSDL*を提供する予定です。**

※WSDL…登記・供託オンライン申請システムとの通信ルールをXMLで規定したもの。フリーソフト等の使用により、民間事業者製ソフトウェアの通信に係るモジュールを自動で作成可能

■ テスト項目及びテスト観点

テスト項目は、接続仕様書の「Webサービス編」に示すインターフェース部分を主として、法務省が作成します(具体的には最終確認テスト計画提示時に提示予定)。

また、テスト観点は「**民間事業者製ソフトウェアを通して新オンライン申請システムが正常動作すること**」であり、「**民間事業者が提供するソフトウェアの正常動作を確認するテスト**」ではありません。また、**原則として**、民間事業者固有のテスト項目の追加要求には応じることはできませんのであらかじめご了承ください。

基本設計等説明会後の見直し (3) 最終確認テストその2

■ テストにおける故障発生時の対応

最終確認テストにおいて故障が発生した場合、切り分け作業の結果、民間事業者製ソフトウェアのバグ等に起因す故障であることが判明した場合は、当該ソフトウェアに対する故障調査支援はいたしかねます。また、当該ソフトウェア固有の事象発生による、新オンライン申請システムの設計・環境変更はいたしません。さらに、最終確認テスト途中でソフトウェアバグが発生し、修正した場合、それまでに実施していたテスト項目についても再テストしていただきます。

■ テスト期間内に終了判定条件を満たせなかった場合の対応

テスト期間内に、最終確認テストの終了判定条件を満たすことができなかった場合は、再テストとなります。他の民間事業者が使用しない日程での再調整となります。

■ テスト実施に係る費用負担

最終確認テストの実施に係る費用は、以下の考え方で、法務省及び最終確認テストを行う民間事業者のそれぞれが負担することとします。

法 務 省・・・最終確認テストで必要となるコンピュータ機器及びソフトウェアの設置(環境設定含む。)並びに事前問い合わせ等に係る開発業務委託事業者の技術支援に要する費用

民間事業者・・・審査者側業務操作の実施、故障等発生時の発生箇所切り分け及びログの取得等の最終確認テスト実施に係る開発業務委託事業者の技術支援費用

■ 運用開始後のテスト対応

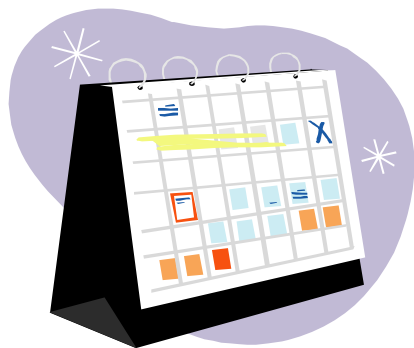
新オンライン申請システムの運用開始後の最終確認テスト対応方針や民間事業者向け保守環境の在り方については、今後検討し提示する予定です。

平成22年度における開発概要（1）開発スケジュールその1

平成21年度までに、新オンライン申請システムの開発の第一工程作業において設計・製造・単体テストまで実施してきたところです。

平成22年度においては、開発の第一工程作業の成果物を引き継いだ上で、4月から6月まで結合テストを行い、7月から、システムテストを実施します。システムテストは、登記情報システムをはじめとする個別業務システムとの連動テストや性能テストを行うものです。その後、システムの受入・運用テストを経て、移行リハーサルを2回行い移行手順等を確認した上で、平成23年2月14日(月)から、不動産登記、商業・法人登記、債権譲渡登記及び動産譲渡登記の4手続について、新オンライン申請システムの運用を開始する予定です。

また、供託、成年後見登記及び電子公証手続のオンライン申請についても、平成23年度中に、新オンライン申請システムにおいて運用開始できるよう、平成22年度において、基本設計から単体テストまでを実施します。



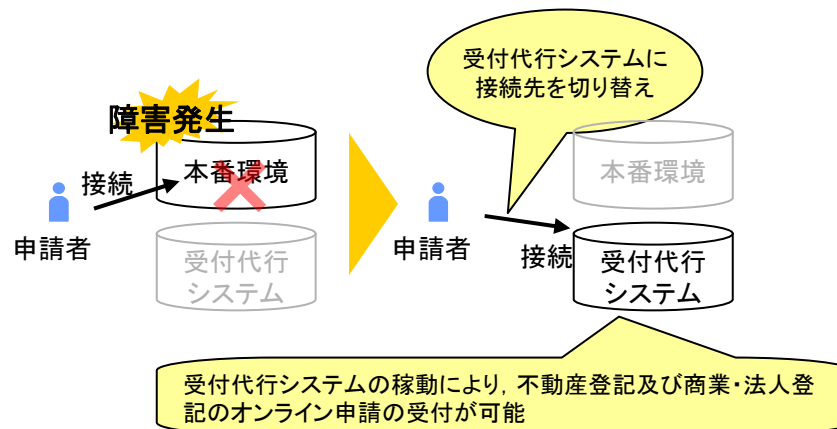
平成22年度における開発概要 (1) 開発スケジュールその2

年度	平成22年度												平成23年度				
	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
マイルストーン									▲体験版申請用総合ソフトβ版配布開始		▲申請者登録／申請用総合ソフト配布開始						
		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 一般利用者向け説明会の開催(予定) 1 実施時期 平成22年11月及び12月 2 実施場所 各法務局所在地及び那覇市(全9か所) 3 内容 (1)新システムの概要 (2)新システムへの移行について (3)受付・代行システムの運用について (4)体験版申請用総合ソフトβ版CD-ROM配布 </div>															
1 登記・供託オンライン申請システム(不動産登記, 商業・法人登記, 動産譲渡登記及び債権譲渡登記手続)の開発																	
1.1 結合テスト		結合テスト															
1.2 システムテスト				システムテスト													
1.3 受入・運用テスト									受入・運用テスト								
1.4 本番環境移行作業											▲移行リハーサル①(本番環境)12/31~1/3						
											▲移行リハーサル②(本番環境)2/4~2/6						
											▲本番移行(本番環境)2/10~2/13						
2 受付代行システムの開発																	
2.1 設計／製造・単体テスト		基本設計	詳細設計	製造・単体テスト													
2.2 結合テスト					結合テスト												
2.3 システムテスト							システムテスト										
2.4 受入・運用テスト									受入・運用テスト								
2.5 受付代行システム移行作業											▲受代リハーサル12/31~1/3						
											▲本番切替え(受代)2/10~2/13						
3 三個別業務手続向け機能開発(供託, 成年後見登記及び電子公証手続)																	
3.1 設計／製造・単体テスト (システム方式設計を含む)		基本設計		詳細設計				製造・単体テスト									

平成22年度における開発概要 (2) 受付代行システムの概要その1

大規模障害発生時等に、本番環境において業務継続が困難となった場合、不動産登記及び商業・法人登記についてオンライン申請として受付処理を可能とする「受付代行システム」を、本番環境と同時期に運用開始することを目指しています。

なお、当日中の受付番号発行を主目的とした部分代行システムであるため、以下のとおり受付代行システムが実装する機能は限定されます。



対象機能の考え方	対象としない機能の例
<p>① 本番環境と同一ID・パスワードでのログインを可能とする。</p> <p>② 申請書受信, 署名証明書の検証(添付ファイルを含む。), 申請番号発行, 受付番号発行, 受付のお知らせの発行及び受付のお知らせ発行までの処理状況表示並びにメール通知の処理を行う。</p> <p>※ 民間事業者が提供するソフトウェアからの対象手続に係る申請も受け付ける(民間事業者の対応は任意)。</p>	<p>① 申請者情報の新規登録, 変更及び削除は行わない。</p> <p>② 申請者によって受付代行システムへのアクセス先変更操作が必要となる。</p> <p>③ 左欄の②に記載の処理以外は行わない。</p> <p>④ REPS(歳入金電子納付システム)への接続がないため, 電子納付に係る処理は行わない。</p> <p>⑤ 本番環境とのデータ同期を行わないため, 本番環境における仕掛かり中事件に係る申請データは, 受付代行システムへ引き継がない。</p> <p>⑥ 本番環境復旧後, 受付代行システムから本番環境への申請データの反映は行わない。</p>

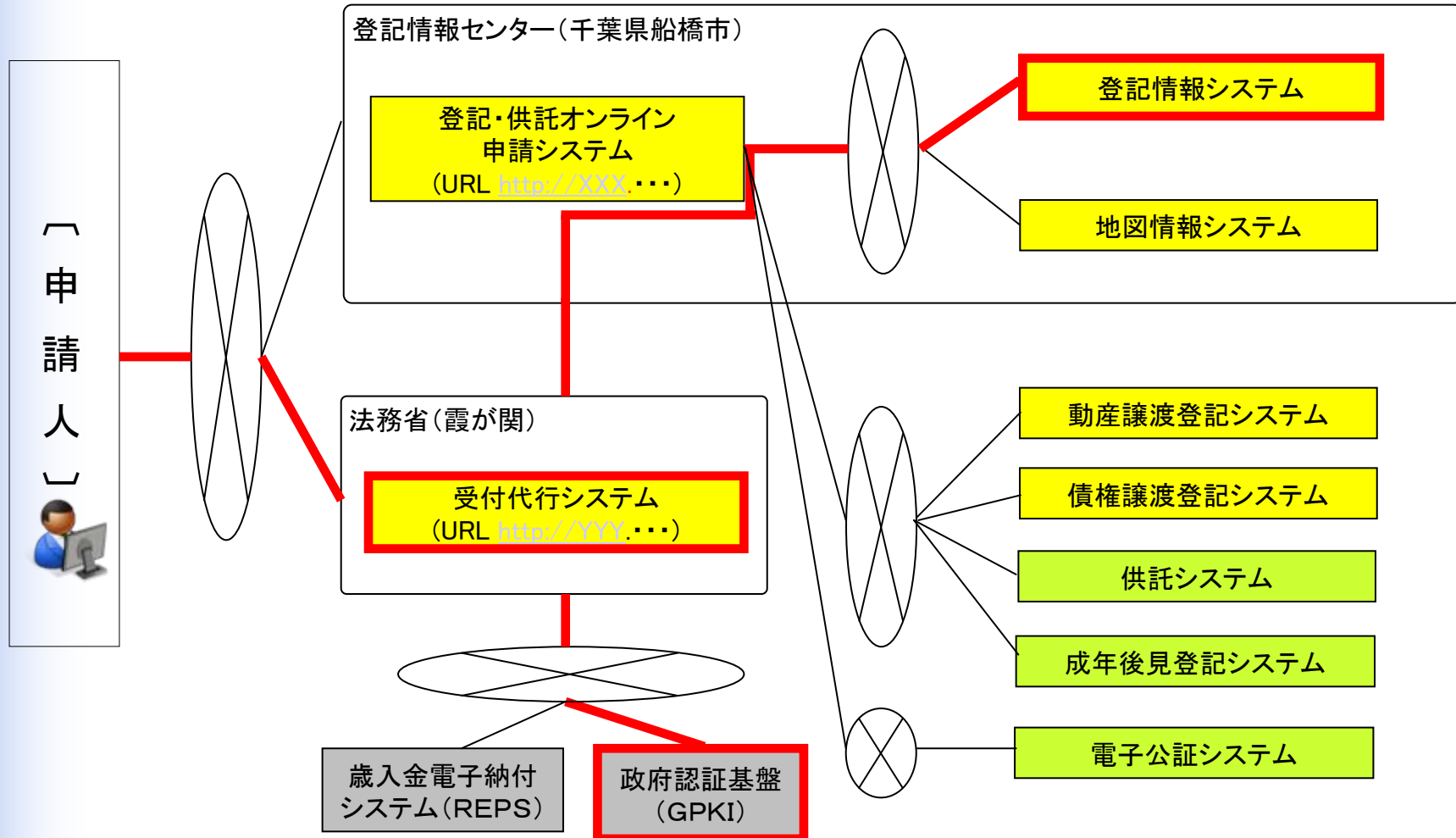
(注) 今後、要件等の詳細化に伴い、上記の考え方を変更する場合があります。

平成22年度における開発概要 (2) 受付代行システムの概要その2

— …受付代行システム稼動時の関連情報システム

※ 不動産登記, 商業・法人登記, 債権譲渡登記, 動産譲渡登記
 …平成23年2月に新オンライン申請システムでの運用開始予定

※ 供託, 成年後見登記, 電子公証
 …平成23年度中に新オンライン申請システムでの運用開始予定



ソフトウェア開発に必要な接続仕様書 (1)

新オンライン申請システムと連携する民間事業者が提供する(予定の)ソフトウェア開発に必要な、本説明会後に貸与する各種仕様書(以下「接続仕様書」という。)は、以下に記載の5編で構成しております。新オンライン申請システムとの2つの連携方式(Webサービス連携方式又はXML連携方式)のうち、民間事業者製ソフトウェアがどちらの方式を採用するかにより、参照すべき接続仕様書が異なります。

本説明会後に貸与する接続仕様書は、登記・供託オンライン申請システムの安全性及び信頼性確保の観点において大変重要な情報となりますので、あらかじめ提出した機密保持誓約書記載事項の遵守を徹底願います。また、接続仕様書は、今後、各種テストの結果、変更する場合がありますので、あらかじめご注意ください(接続仕様書に記載する仕様に変更が生じた都度、エントリーした民間事業者との間に構築するコミュニティサイト上でお知らせします。)

※()内は、対応する接続仕様書が必要となる民間事業者製ソフトウェアの開発対象範囲

1 Webサービス編 (Webサービス連携方式が対象)

登記・供託オンライン申請システムに接続するに当たってのインタフェース情報を記載します。本編は、提供するWebサービスの種類やそれらを利用するために必要となるWSDLなどの情報で構成されています。

2 登記識別情報関連API編 (Webサービス連携方式のうち不動産登記申請を取り扱うソフトウェアが対象)

民間事業者製ソフトウェアが、登記識別情報に対する暗号化又は復号処理を実施する際に利用する、法務省提供のDLLファイルのインタフェース(入出力情報など)情報を記載します。

3 データ仕様編 (Webサービス連携方式及びXML連携方式が対象)

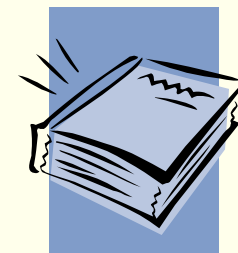
申請データの全体構成や、構成管理情報、申請書様式、入力チェックルールなどの情報を記載します。

4 アプリケーション仕様編 (Webサービス連携方式, XML連携方式(一部))

申請用総合ソフトが実装する機能のうち、民間事業者製ソフトウェアにおいても実装が必須となる機能について記載します。

5 登記GWシステム 他システム間インターフェース設計書 (Webサービス連携方式及びXML連携方式が対象)

法務省オンライン登記情報検索(登記GW)システムとの連携に必要なインターフェース及び連携ファイルの定義情報等について記載します。



接続仕様書各編の概要～Webサービス編の概要

Webサービス連携方式を採用して開発するソフトウェアを対象とした仕様書です。本書は、以下のとおり新オンライン申請システムへの接続要件及び各APIのリファレンスにより構成します。

接続要件

- | | |
|------------|------------------------------------|
| ・通信プロトコル | SOAP1. 1及びMTOM |
| ・サービスの定義 | WSDL |
| ・通信のセキュリティ | SSL3. 0／TLS1. 0 |
| ・認証方式 | Basic認証 |
| ・サービス提供時間 | 午前8時30分から午後9時まで(閉庁日除く) |
| ・その他 | Cookieの利用, リクエストにUserAgentIDの設定が必須 |

AxisやVisualStudioなどで提供されているToolkitをご利用いただくことで、WSDLからクライアント用ライブラリを自動生成できます。なお、SOAPのリクエストヘッダーに付与するUserAgentIDの具体的な設定値は、民間事業者ごとに異なりますので、後日個別に通知します。

APIリファレンス

新オンライン申請システムとの通信における全APIを掲載しております。それぞれに、処理概要、メソッド、シグネチャ、引数、戻り値が定義されています。「どのAPIをいつの段階で呼び出すか」については、本書のシーケンス図のほか、「アプリケーション仕様編」のフローを参考とし設計してください。

接続仕様書各編の概要～登記識別情報API編の概要

本書は、登記識別情報関係様式の作成に必要な暗号化・復号モジュール(登記識別情報関係DLLファイル)を利用するためのインタフェースについて定義しております。不動産登記申請をサポートするソフトウェアのうち、Webサービス連携方式を採用して開発するソフトウェアが対象となります。

※XML連携方式の場合は、鍵管理や公文書取得をしないため対象外となります。

利用環境要件

登記識別情報関係DLLファイルを動作させるために、Microsoft .NETフレームワーク3.0以上のライブラリが必要となります。また、開発言語としてC#での動作確認を行っております。その他の開発言語及びOSからの利用については、各民間事業者において動作確認をしていただくこととなります。

機能概要

本DLLファイルには、以下の3つの機能を実装しております。

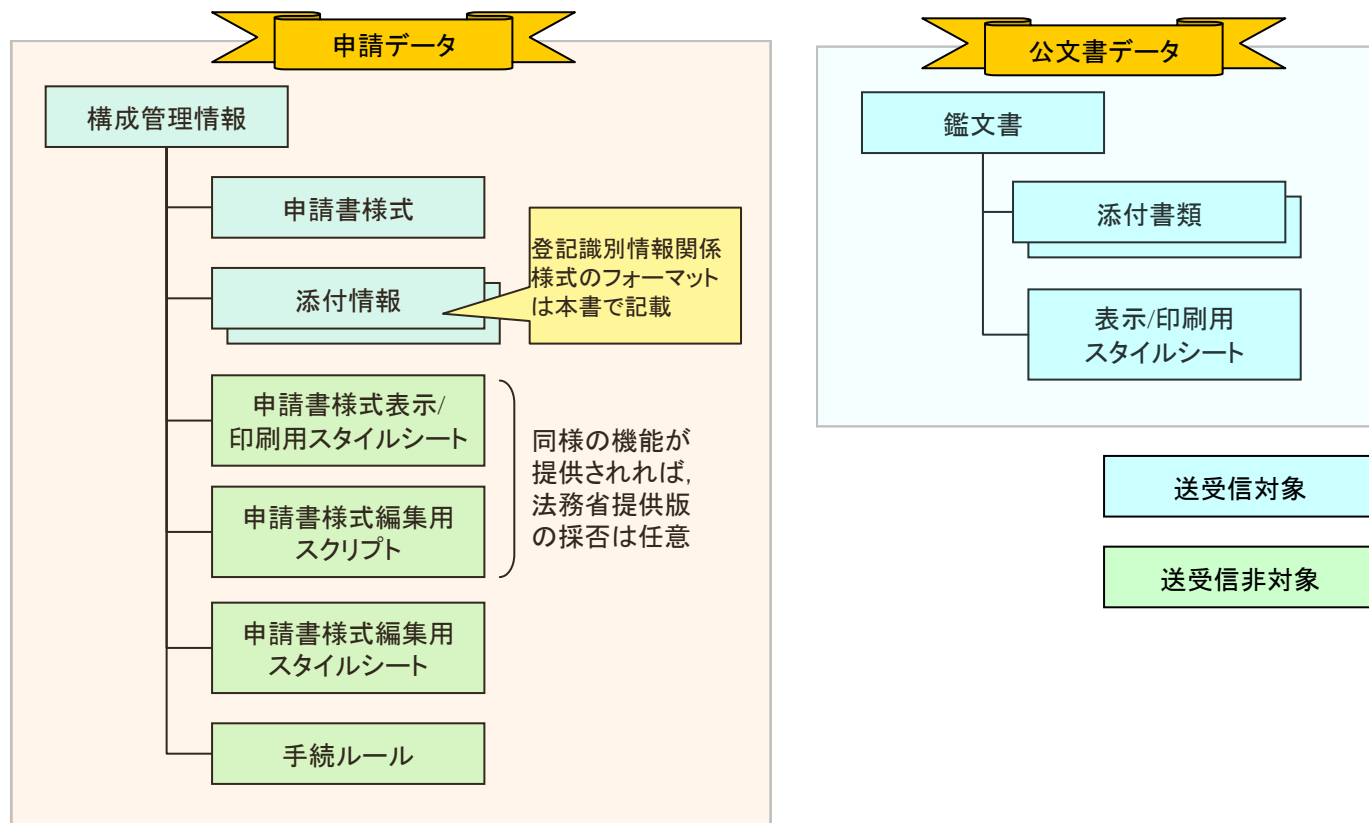
- ①新オンライン申請システムの公開鍵を利用して登記義務者の保有する登記識別情報を暗号化する。
- ②登記権利者が登記識別情報を取得するための鍵ペア(秘密鍵及び公開鍵)を生成する。
- ③暗号化された登記識別情報を登記権利者の秘密鍵を用いて復号する。

また、それぞれの機能についてのメソッド、引数、戻り値及び例外などを定義しています。

なお、暗号化又は復号された登記識別情報や、生成された鍵の取扱いは、民間事業者の開発するソフトウェアで実装していただきます。

接続仕様書各編の概要～データ仕様編の概要

本書は、申請データや公文書データなど新オンライン申請システムと通信する際の各種データセットの構成やタグ仕様などを定義しています。



申請データ及び公文書データともに新オンライン申請システムから提供します。民間事業者の開発するソフトウェアにおいては、構成管理情報及び申請書様式の編集機能を実装していただく必要があります。なお、運用開始後は、新オンライン申請システムのホームページ上から最新の様式を取得可能とします。

接続仕様書各編の概要～アプリケーション仕様編の概要

新オンライン申請システムとの接続に当たり、最低限実装すべき必要な機能や、処理フローについて定義しています。採用する連携方式によって、以下のとおり開発するソフトウェアに実装すべき機能も異なりますのでご注意ください。なお、本書に示す機能以外でも、民間事業者の判断により追加機能を実装していただくことは問題ありません。

～実装すべき機能の一覧～

No	機能名	XML 連携	Web サービス 連携	備考
1	申請書様式編集機能	○	○	
2	申請内容チェック機能	○	○	
3	申請書様式表示機能	○	○	
4	構成管理情報編集機能	△	○	
5	申請データセット切替機能	△	○	
6	デジタル署名機能	△	○	署名を要する手続限定
7	添付機能	△	○	
8	登記識別情報関係様式作成機能	△	○	不動産登記申請限定
9	管理情報作成機能	△		
10	申請案件送信機能		○	
11	申請案件状況照会機能		○	
12	電子公文書管理機能		○	
13	申請案件管理機能		○	

△: 添付書類に対応する場合のみ必要となる

不動産登記及び商業・法人登記の申請書の作成に必要な物件情報等を、法務省 オンライン登記情報検索(登記GW)システムから取得する際のインタフェースについて定義しています。

民間事業者が開発するソフトウェアから登記GWシステムへアクセスする場合は、以下の点に留意ください。

- ① 登記GWシステムへのアクセスには、別途提供予定の固有情報が必要となります。
- ② 登記GWシステムにおけるオンライン登記情報検索機能は、Javaアプレットを用いない仕様となるため、登記GWシステムから取得していたXMLファイルの取り込みに当たっては、利用者が保存したXMLファイルを選択する仕様 (File Chooserなどの利用)としてください。
- ③ 登記GWシステムから取得するXMLファイルは、同一地番区域内の複数物件(10物件まで)を一括取得できるよう対応します。この場合、単一XMLファイル内に複数物件情報がタグ分けをして格納されます。
- ④ 登記GWシステムから取得するXMLファイルには、上記③のとおり複数物件が格納されますので、現行のXMLファイルのレイアウトを変更します。

連携スケジュール (1)

平成22年度に予定している、民間事業者との連携スケジュールを以下に示します。

	H22											H23		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
民間事業者向けイベント		●連携仕様等説明会 (本日) ①事業者エントリー		■②開発資材配布/ 受付代行システム 基本仕様提示		●③最終確認テスト 計画提示		■④申請書様式配布 /受付代行システム 詳細仕様提示		■⑤体験版申請用 総合ソフトβ版配布		⑥最終確認 テスト		▲システム稼動
【参考】														
システム開発		結合テスト			システムテスト				運用・受入テスト					
様式・機能 追加開発		設計	製造/単体テスト	結合テスト										

凡例: ●説明会実施 ▲稼動 ■頒布のみ

- ①事業者エントリー : 本日貸与した接続仕様書の内容を確認いただいた上で、新オンライン申請システムと連携した申請者向けソフトウェアを設計し開発を行う場合には、事業者のエントリーをしていただきます。
- ②開発資材配布/受付代行システム基本仕様提示 : 登記識別情報関係DLLファイルや、サンプル申請書様式、サンプル公文書及びソフトウェア固有の設定情報などの情報を提供します。また、受付代行システム接続に係る基本仕様を提示します。
- ③最終確認テスト計画提示 : 平成23年1月11日から実施する最終確認テストの計画書及び試験項目を提示します。
- ④申請書様式配布/受付代行システム詳細仕様提示 : 平成23年2月14日のシステム運用開始時から対応する申請書様式を提供します。また、受付代行システム接続に係る詳細仕様を提示します。
- ⑤体験版申請用総合ソフトβ版配布 : 平成22年11月上旬からの配布に先立ち、体験版申請用総合ソフトβ版を配布します。このソフトは、新オンライン申請システムへの接続が必須となる機能(申請書送信、処理状況更新、公文書取得など)を除いたすべての機能が利用可能であり、XML連携方式を採用される民間事業者のテスト環境としてご活用いただきます。
- ⑥最終確認テスト : 法務省が用意するテスト環境を使用し、民間事業者が提供するソフトウェアの動作に関する最終確認テストを実施します。

※③⑥は、Webサービス連携方式のみ該当します。また、②④については接続方式、対象とする手続により提供する情報が異なります。

連携スケジュール（2）事業者エントリー

本説明会後に貸与する接続仕様書の内容をご確認の上、新オンライン申請システムと連携する申請者向けソフトウェアの設計・開発を実施する民間事業者は、Webサービス連携方式又はXML連携方式のどちらの連携方式を採用するかをはじめ、エントリーシートに記載の必要事項のすべてについてご検討、記入し、**平成22年4月28日(水)までに**法務省へエントリーシートを提出していただきます。

エントリーに当たっての留意事項

提出いただいた情報は、今後予定している情報提供や、新オンライン申請システムにおけるパラメータ設定、民間事業者のからの問い合わせに対するインシデント管理、新オンライン申請システムの総合確認試験計画の策定などに活用します。

また、XML連携方式を採用しエントリーされる民間事業者は、本説明会後に貸与する接続仕様書のうち、「Webサービス編」「登記識別情報関連API編」は不必要な情報となりますので、**法務省に返却してください**。また、事業者エントリーにおいて、「開発をしない」でエントリーされた場合も返却していただきます。

エントリーのあった民間事業者数を基に最終確認テストのスケジュールを立案します。したがって、XML連携方式でエントリー後に、Webサービス連携方式へと変更された場合は、**最終確認テスト計画に反映できない場合があります**ので、本説明会後に貸与する接続仕様書の内容を十分に確認の上、連携方式等を検討願います。

※ エントリーシート(様式)は、機密保持誓約書を提出された民間事業者にメールにより送信します。



連携スケジュール (3) 開発資材の配布

エントリーをいただいた民間事業者に対し、採用した連携方式に応じて、以下の開発資材を提供する予定です。具体的な配布方法は別途連絡する予定ですが、法務省が、個別管理可能な形式での配布を予定しております。

1 登記識別情報関係DLLファイル([Webサービス連携方式のうち不動産登記申請を取り扱うソフトウェアが対象](#))

民間事業者製ソフトウェアが、登記識別情報に対する暗号化又は復号処理を実施する際に利用するDLLファイルを提供します。本ファイルのインターフェース仕様は、本説明会後に貸与する接続仕様書のAPI編に記載したものとなります。受入・運用テスト前のバージョンを提供するため、変更の可能性があることに留意願います。

2 サンプル申請書様式([Webサービス連携方式及びXML連携方式が対象](#))

開発済の申請書様式の一部をサンプルとして提供します。申請書様式は構成管理RDF、申請書XML、入力用スタイルシート、表示用スタイルシート及びチェックルールファイルなどで構成しています。なお、サンプル申請書様式配布後においても、新オンライン申請システムにおいて変更が発生する可能性を踏まえ、サンプルの位置付けとします。

3 サンプル公文書([Webサービス連携方式が対象](#))

サンプル申請書様式と同様、サンプルの位置付けとして電子公文書を提供します。

4 ソフトウェア固有の設定情報([Webサービス連携方式が対象](#))

新オンライン申請システムへの申請者からの問い合わせや障害時の原因解析などの場面で、送信元ソフトウェアを特定するため、民間事業者が提供するソフトウェアに対し、ソフトウェア固有の情報を設定していただきます。この具体的な設定値をお知らせします。



連携スケジュール（4）最終確認テスト計画提示

平成22年8月初旬を目途に、Webサービス連携方式を採用した民間事業者を対象とした説明会を開催し、最終確認テスト計画を提示する予定です。最終確認テスト計画は、以下の内容で構成する予定です。

1 実施環境

登記情報センター(千葉県船橋市)における接続環境や、法務省及び民間事業者における準備資材、利用に当たっての留意事項などを示します。

2 実施体制

最終確認テスト実施に向けた体制及び役割分担について示します。

3 成果物一覧

テスト完了報告書や故障処理票などのフォーマット及び記述方法について示します。

4 開始基準・終了基準

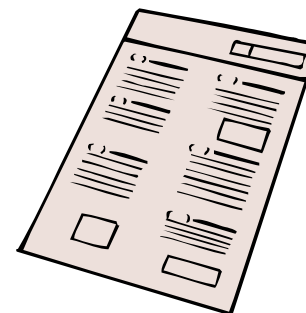
テストの開始及び終了のための判定条件について示します。

5 タイムスケジュール

最終確認テストにおける環境設定、テスト実施、結果確認及び環境戻しに必要となる想定処理時間を示します。

6 最終確認テスト実施要領(テスト手順, テスト項目, テストデータ)

テストの実施手順や実施項目、テストデータなどについて示します。



連携スケジュール (5) 申請書様式及び体験版申請用総合ソフトβ版の配布

申請書様式の配布

平成22年10月初旬を目途に、申請書様式を配布します。

一部様式は、開発資材の配布時にサンプルとして提供しますが、**平成23年2月14日のシステム運用開始時から対応する申請書様式のすべて**を提供します。

各様式のチェックルールは、申請書様式とセットで配布する申請書様式スクリプトファイル及び様式ルールファイルに記載しています。JAVAスクリプトで記述した、このルールファイルを用いずに、民間事業者製ソフトウェアにおいて、別の開発言語によりルールファイルを作成する場合は、**ルールファイルの内容を十分に検証し、チェックルールを漏れなく実装いただくことが必須となります。**

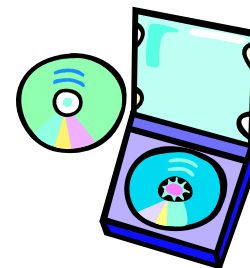
なお、様式配布後も新オンライン申請システムにおいて、併行して試験を実施しており、**変更が発生する可能性**についても留意願います。

申請書様式(予定)の一覧は、別紙のとおりです。

体験版申請用総合ソフトβ版の配布

平成22年11月上旬を目途に体験版申請用総合ソフトβ版を配布します。

本ソフトは、新オンライン申請システムとの通信に係る機能を除き、ほぼすべての機能を実装しています。XML連携方式を採用される民間事業者は、テスト資材として、体験版申請用総合ソフトが実装する申請書のインポート・エクスポート機能を活用いただき、テスト資材とすることができます。



手続分類	手続名	様式名
不動産	登記申請書(表示に関する登記)	[不動産]登記申請書(表示に関する登記) [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(代理申請用) [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(電子公文書一括取得用) [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(1)地目変更 [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(1)地目変更(代理申請用) [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(2)地積更正 [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(2)地積更正(代理申請用) [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(3)分筆 [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(3)分筆(代理申請用) [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(4)合筆 [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(4)合筆(代理申請用) [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(4)合筆(電子公文書一括取得用) [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(5)一部地目変更、分筆 [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(5)一部地目変更、分筆(代理申請用) [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(6)地積更正、分筆 [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(6)地積更正、分筆(代理申請用) [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(7)分合筆 [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(7)分合筆(代理申請用) [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(7)分合筆(電子公文書一括取得用) [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(8)建物表題 [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(8)建物表題(代理申請用) [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(9)建物構造、床面積変更 [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(9)建物構造、床面積変更(代理申請用) [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(10)建物床面積変更、附属建物新築 [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(10)建物床面積変更、附属建物新築(代理申請用) [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(11)建物所在変更 [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(11)建物所在変更(代理申請用) [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(12)建物分割 [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(12)建物分割(代理申請用) [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(13)建物区分 [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(13)建物区分(代理申請用) [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(14)建物滅失 [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(14)建物滅失(代理申請用) [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(15)区分建物表題 [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(15)区分建物表題(代理申請用) [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(16)一棟の建物表題部の変更 [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(16)一棟の建物表題部の変更(代理申請用) [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(17)区分建物表題部の変更 [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(17)区分建物表題部の変更(代理申請用) [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(18)区分建物合併 [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(18)区分建物合併(代理申請用) [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(18)区分建物合併(電子公文書一括取得用) [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(19)合体 [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(19)合体(代理申請用) [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(19)合体(電子公文書一括取得用) [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(20)共用部分の登記 [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(20)共用部分の登記(代理申請用) [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(21)団地共用部分の登記 [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(21)団地共用部分の登記(代理申請用) [不動産]登記申請書(表示に関する登記)(22)地図訂正申出情報提供用
	登記申請書(権利に関する登記)	[不動産]登記申請書(権利に関する登記) [不動産]登記申請書(権利に関する登記)(双方代理用) [不動産]登記申請書(権利に関する登記)(電子公文書一括取得用) [不動産]登記申請書(権利に関する登記)(1)所有権の保存 [不動産]登記申請書(権利に関する登記)(1)所有権の保存(代理申請用) [不動産]登記申請書(権利に関する登記)(1)所有権の保存(電子公文書一括取得用) [不動産]登記申請書(権利に関する登記)(2)所有権の保存(敷地権付区分建物) [不動産]登記申請書(権利に関する登記)(2)所有権の保存(敷地権付区分建物)(代理申請用) [不動産]登記申請書(権利に関する登記)(2)所有権の保存(敷地権付区分建物)(電子公文書一括取得用) [不動産]登記申請書(権利に関する登記)(3)所有権の移転(売買) [不動産]登記申請書(権利に関する登記)(3)所有権の移転(売買)(双方代理用) [不動産]登記申請書(権利に関する登記)(3)所有権の移転(売買)(電子公文書一括取得用) [不動産]登記申請書(権利に関する登記)(4)所有権の移転(相続) [不動産]登記申請書(権利に関する登記)(4)所有権の移転(相続)(代理申請用) [不動産]登記申請書(権利に関する登記)(4)所有権の移転(相続)(電子公文書一括取得用) [不動産]登記申請書(権利に関する登記)(5)所有権の移転(贈与)

手続分類	手続名	様式名
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(5)所有権の移転(贈与)(双方代理用)
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(5)所有権の移転(贈与)(電子公文書一括取得用)
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(6)所有権の移転(代位申請)
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(6)所有権の移転(代位申請)(代理申請用)
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(6)所有権の移転(代位申請)(電子公文書一括取得用)
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(7)所有権の更正
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(7)所有権の更正(双方代理用)
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(7)所有権の更正(電子公文書一括取得用)
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(8)買戻しの特約
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(8)買戻しの特約(双方代理用)
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(8)買戻しの特約(電子公文書一括取得用)
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(9)抵当権の設定
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(9)抵当権の設定(双方代理用)
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(9)抵当権の設定(電子公文書一括取得用)
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(10)抵当権の変更
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(10)抵当権の変更(双方代理用)
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(11)抵当権の抹消
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(11)抵当権の抹消(双方代理用)
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(12)根抵当権の設定
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(12)根抵当権の設定(双方代理用)
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(12)根抵当権の設定(電子公文書一括取得用)
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(13)根抵当権の設定(追加)
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(13)根抵当権の設定(追加)(双方代理用)
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(13)根抵当権の設定(追加)(電子公文書一括取得用)
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(14)根抵当権の変更(極度額)
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(14)根抵当権の変更(極度額)(双方代理用)
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(15)根抵当権の変更(債務者・相続)
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(15)根抵当権の変更(債務者・相続)(双方代理用)
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(16)根抵当権の分割譲渡
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(16)根抵当権の分割譲渡(双方代理用)
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(16)根抵当権の分割譲渡(電子公文書一括取得用)
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(17)根抵当権の移転
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(17)根抵当権の移転(双方代理用)
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(17)根抵当権の移転(電子公文書一括取得用)
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(18)地上権の設定
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(18)地上権の設定(双方代理用)
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(18)地上権の設定(電子公文書一括取得用)
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(19)賃借権の設定
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(19)賃借権の設定(双方代理用)
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(19)賃借権の設定(電子公文書一括取得用)
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(20)地役権の設定
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(20)地役権の設定(双方代理用)
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(21)順位の変更
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(21)順位の変更(双方代理用)
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(22)登記名義人の住所変更
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(22)登記名義人の住所変更(代理申請用)
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(23)登記名義人の氏名変更
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(23)登記名義人の氏名変更(代理申請用)
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(24)登記名義人の名称(又は本店)変更
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(24)登記名義人の名称(又は本店)変更(代理申請用)
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(25)登記の抹消
		[不動産]登記申請書(権利に関する登記)(25)登記の抹消(双方代理用)

手続分類	手続名	様式名
不動産	登記嘱託書(表示に関する登記)	[不動産]登記嘱託書(表示に関する登記) [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(代理嘱託用) [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(電子公文書一括取得用) [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(1)地目変更 [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(1)地目変更(代理嘱託用) [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(2)地積更正 [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(2)地積更正(代理嘱託用) [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(3)分筆 [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(3)分筆(代理嘱託用) [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(4)合筆 [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(4)合筆(代理嘱託用) [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(4)合筆(電子公文書一括取得用) [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(5)一部地目変更、分筆 [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(5)一部地目変更、分筆(代理嘱託用) [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(6)地積更正、分筆 [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(6)地積更正、分筆(代理嘱託用) [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(7)分合筆 [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(7)分合筆(代理嘱託用) [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(7)分合筆(電子公文書一括取得用) [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(8)建物表題 [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(8)建物表題(代理嘱託用) [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(9)建物構造、床面積変更 [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(9)建物構造、床面積変更(代理嘱託用) [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(10)建物床面積変更、附属建物新築 [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(10)建物床面積変更、附属建物新築(代理嘱託用) [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(11)建物所在変更 [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(11)建物所在変更(代理嘱託用) [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(12)建物分割 [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(12)建物分割(代理嘱託用) [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(13)建物区分 [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(13)建物区分(代理嘱託用) [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(14)建物滅失 [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(14)建物滅失(代理嘱託用) [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(15)区分建物表題 [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(15)区分建物表題(代理嘱託用) [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(16)一棟の建物表題部の変更 [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(16)一棟の建物表題部の変更(代理嘱託用) [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(17)区分建物表題部の変更 [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(17)区分建物表題部の変更(代理嘱託用) [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(18)区分建物合併 [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(18)区分建物合併(代理嘱託用) [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(18)区分建物合併(電子公文書一括取得用) [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(19)合体 [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(19)合体(代理嘱託用) [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(19)合体(電子公文書一括取得用) [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(20)共用部分の登記 [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(20)共用部分の登記(代理嘱託用) [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(21)団地共用部分の登記 [不動産]登記嘱託書(表示に関する登記)(21)団地共用部分の登記(代理嘱託用)
	登記嘱託書(権利に関する登記)	[不動産]登記嘱託書(権利に関する登記) [不動産]登記嘱託書(権利に関する登記)(1)所有権の保存 [不動産]登記嘱託書(権利に関する登記)(1)所有権の保存(電子公文書一括取得用) [不動産]登記嘱託書(権利に関する登記)(2)所有権の保存(代位嘱託) [不動産]登記嘱託書(権利に関する登記)(2)所有権の保存(代位嘱託)(電子公文書一括取得用) [不動産]登記嘱託書(権利に関する登記)(3)所有権の移転 [不動産]登記嘱託書(権利に関する登記)(3)所有権の移転(電子公文書一括取得用) [不動産]登記嘱託書(権利に関する登記)(4)所有権の移転(代位嘱託) [不動産]登記嘱託書(権利に関する登記)(4)所有権の移転(代位嘱託)(電子公文書一括取得用) [不動産]登記嘱託書(権利に関する登記)(5)処分制限(滞納処分による差押え・参加差押え) [不動産]登記嘱託書(権利に関する登記)(6)公売による所有権の移転、登記の抹消 [不動産]登記嘱託書(権利に関する登記)(6)公売による所有権の移転、登記の抹消(電子公文書一括取得用) [不動産]登記嘱託書(権利に関する登記)(7)抵当権の設定 [不動産]登記嘱託書(権利に関する登記)(7)抵当権の設定(電子公文書一括取得用) [不動産]登記嘱託書(権利に関する登記)(8)根抵当権の設定 [不動産]登記嘱託書(権利に関する登記)(8)根抵当権の設定(電子公文書一括取得用) [不動産]登記嘱託書(権利に関する登記)(9)権利の変更

手続分類	手続名	様式名
		[不動産]登記嘱託書(権利に関する登記)(9)権利の変更(電子公文書一括取得用)
		[不動産]登記嘱託書(権利に関する登記)(10)登記の抹消
		[不動産]登記嘱託書(権利に関する登記)(11)登記名義人の表示の変更(代位嘱託)
		[不動産]登記嘱託書(権利に関する登記)(12)登記嘱託書兼登記原因証明情報
		[不動産]登記嘱託書(権利に関する登記)(12)登記嘱託書兼登記原因証明情報(電子公文書一括取得用)
	登記事項/地図・図面証明書送付請求書	[不動産]登記事項/地図・図面証明書送付請求書
	登記識別情報に関する証明請求書(有効証明)	[不動産]登記識別情報に関する証明請求書(有効証明)
	登記識別情報に関する証明請求書(不通知・失効証明)	[不動産]登記識別情報に関する証明請求書(不通知・失効証明)
	登記識別情報の失効の申出書	[不動産]登記識別情報の失効の申出書
	登記識別情報通知ダウンロード様式	[不動産]登記識別情報通知ダウンロード様式
	取下書(登記申請書共通)	[不動産]取下書(登記申請書共通)
	取下書(登記嘱託書共通)	[不動産]取下書(登記嘱託書共通)
	事前通知に基づく申出書	[不動産]事前通知に基づく申出書
商業	送付請求書(登記事項証明書)	[商業・法人]送付請求書(登記事項証明書)
	送付請求書(印鑑/登記事項証明書)	[商業・法人]送付請求書(印鑑/登記事項証明書)
	登記申請書(会社用):株式会社,特例有限会社,合名会社,合資会社,合同会社,外国会社	[商業・法人]登記申請書(会社用):株式会社,特例有限会社,合名会社,合資会社,合同会社,外国会社
	登記申請書(会社用)(支店の登記同時申請用)	[商業・法人]登記申請書(会社用)(支店の登記同時申請用)
	登記申請書(法人等用):会社以外の法人,特定目的会社等	[商業・法人]登記申請書(法人等用):会社以外の法人,特定目的会社等
	登記申請書(法人等用)(従たる事務所等の登記同時申請用)	[商業・法人]登記申請書(法人等用)(従たる事務所等の登記同時申請用)
	登記申請書(個人商人用):商号,支配人,未成年,後見人	[商業・法人]登記申請書(個人商人用):商号,支配人,未成年,後見人
	取下書(登記申請書共通)	[商業・法人]取下書(登記申請書共通)
	登記嘱託書(会社用):株式会社,特例有限会社,合名会社,合資会社,合同会社,外国会社	[商業・法人]登記嘱託書(会社用):株式会社,特例有限会社,合名会社,合資会社,合同会社,外国会社
	登記嘱託書(会社用)(支店の登記同時申請用)	[商業・法人]登記嘱託書(会社用)(支店の登記同時申請用)
	登記嘱託書(法人等用):会社以外の法人,特定目的会社等	[商業・法人]登記嘱託書(法人等用):会社以外の法人,特定目的会社等
	登記嘱託書(法人等用)(従たる事務所等の登記同時申請用)	[商業・法人]登記嘱託書(法人等用)(従たる事務所等の登記同時申請用)
	登記嘱託書(個人商人用):商号,支配人,未成年,後見人	[商業・法人]登記嘱託書(個人商人用):商号,支配人,未成年,後見人
	取下書(登記嘱託書共通)	[商業・法人]取下書(登記嘱託書共通)
	送付請求書(債権概要記録事項証明書)	[商業・法人]送付請求書(債権概要記録事項証明書)
	送付請求書(動産概要記録事項証明書)	[商業・法人]送付請求書(動産概要記録事項証明書)
	登記事項提出書(登記申請用)(会社用):株式会社,特例有限会社,合名会社,合資会社,合同会社,外国会社	[商業・法人]登記事項提出書(登記申請用)(会社用):株式会社,特例有限会社,合名会社,合資会社,合同会社,外国会社
	登記事項提出書(登記申請用)(会社用)(支店の登記同時申請用)	[商業・法人]登記事項提出書(登記申請用)(会社用)(支店の登記同時申請用)
	登記事項提出書(登記申請用)(法人等用):会社以外の法人,特定目的会社等	[商業・法人]登記事項提出書(登記申請用)(法人等用):会社以外の法人,特定目的会社等
	登記事項提出書(登記申請用)(法人等用)(従たる事務所等の登記同時申請用)	[商業・法人]登記事項提出書(登記申請用)(法人等用)(従たる事務所等の登記同時申請用)
	登記事項提出書(登記申請用)(個人商人用):商号,支配人,未成年,後見人	[商業・法人]登記事項提出書(登記申請用)(個人商人用):商号,支配人,未成年,後見人
	登記事項提出書(登記嘱託用)(会社用):株式会社,特例有限会社,合名会社,合資会社,合同会社,外国会社	[商業・法人]登記事項提出書(登記嘱託用)(会社用):株式会社,特例有限会社,合名会社,合資会社,合同会社,外国会社
	登記事項提出書(登記嘱託用)(会社用)(支店の登記同時申請用)	[商業・法人]登記事項提出書(登記嘱託用)(会社用)(支店の登記同時申請用)
	登記事項提出書(登記嘱託用)(法人等用):会社以外の法人,特定目的会社等	[商業・法人]登記事項提出書(登記嘱託用)(法人等用):会社以外の法人,特定目的会社等
	登記事項提出書(登記嘱託用)(法人等用)(従たる事務所等の登記同時申請用)	[商業・法人]登記事項提出書(登記嘱託用)(法人等用)(従たる事務所等の登記同時申請用)
	登記事項提出書(登記嘱託用)(個人商人用):商号,支配人,未成年,後見人	[商業・法人]登記事項提出書(登記嘱託用)(個人商人用):商号,支配人,未成年,後見人
特殊	その他	取得者特定ファイル
	その他	登記識別情報提供様式
	その他	登記識別情報通知用特定ファイル届出様式
	書面により提出した添付情報の内訳表[不動産]	書面により提出した添付情報の内訳表
	登録免許税納付用紙[不動産]	登録免許税納付用紙
	書面により提出した添付情報の内訳表[商業・法人]	書面により提出した添付情報の内訳表
	登録免許税納付用紙[商業・法人]	登録免許税納付用紙
不動産	かんたん証明書請求	[不動産]登記事項/地図・図面証明書送付請求書
商業	かんたん証明書請求	[商業・法人]送付請求書(登記事項証明書)
		[商業・法人]送付請求書(債権概要記録事項証明書)
		[商業・法人]送付請求書(動産概要記録事項証明書)
債権	登記申請書送信票(債権譲渡登記,質権設定登記)	登記申請書送信票(債権譲渡登記,質権設定登記)
	登記事項概要証明申請書送信票(債権譲渡登記,質権設定登記)	登記事項概要証明申請書送信票(債権譲渡登記,質権設定登記)
	登記事項証明申請書送信票(債権譲渡登記,質権設定登記)	登記事項証明申請書送信票(債権譲渡登記,質権設定登記)
	登記事項概要証明申請書(登記番号指定検索用)(債権譲渡登記,質権設定登記)	登記事項概要証明申請書(登記番号指定検索用)(債権譲渡登記,質権設定登記)
	登記事項概要証明申請書(譲渡人検索用)(債権譲渡登記,質権設定登記)	登記事項概要証明申請書(譲渡人検索用)(債権譲渡登記,質権設定登記)
	登記事項概要証明申請書(譲渡人複数指定検索用)(債権譲渡登記,質権設定登記)	登記事項概要証明申請書(譲渡人複数指定検索用)(債権譲渡登記,質権設定登記)
動産	登記申請書送信票(動産譲渡登記)	登記申請書送信票(動産譲渡登記)
	登記事項概要証明申請書送信票(動産譲渡登記)	登記事項概要証明申請書送信票(動産譲渡登記)
	登記事項証明申請書送信票(動産譲渡登記)	登記事項証明申請書送信票(動産譲渡登記)
	登記事項概要証明申請書(登記番号指定検索用)(動産譲渡登記)	登記事項概要証明申請書(登記番号指定検索用)(動産譲渡登記)
	登記事項概要証明申請書(譲渡人検索用)(動産譲渡登記)	登記事項概要証明申請書(譲渡人検索用)(動産譲渡登記)
	登記事項概要証明申請書(譲渡人複数指定検索用)(動産譲渡登記)	登記事項概要証明申請書(譲渡人複数指定検索用)(動産譲渡登記)